

かながわ商店街新聞

NO.332

●発行所—社団法人 神奈川県商店街連合会

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター3F Tel.045(633)5184

http://www.kenshoren.com/ ●発行人—和田 義盛 ●年5回発行 1部:200円/年間:1,000円

活性化に挑戦する商店街を表彰 「かながわチャレンジ商店街大賞」 初の大賞は、相武台南口商店会

神奈川県は、商店街を活性化させるためにユニークな手法に取り組んでいる商店街を表彰する「かながわチャレンジ商店街大賞」を創設し、その初めての受賞者を、二月十三日の「かながわチャレンジ商店街フォーラム」で発表した。このフォーラムは当神奈川県商店街連合会の共催により開催した。

大賞にノミネートされたのは六つの商店街。各市町村から推薦を受けた十八の商店街の中から、県や各有識者で構成される審査委員会により選出された。

審査のポイントには、商店街の人たちが自ら汗をかいてチャレンジしているかどうか。そして独自性、地域性、自立性、継続性などである。審査委員長の齊藤進氏（産業能率大学教授）によれば、全会一致になるまで何度も議論を繰り返して、選考を行ったという。

式典では、松沢成文知事が大賞と優秀賞の表彰状と記念品を商店街に手渡し、そのほかの商店街には、当会の和田義盛会長が「神奈川県商店街連合会会長賞」として、奨励賞を手渡した。

初の大賞には、相武台南口商店会が選ばれた。同商店街の地域との繋がりが評価さ

1頁
●かながわチャレンジ商店街大賞発表

2頁
●21世紀のまち商店街のいま 相武台南口商店会

3頁
●教えて！身近な税務相談①
●実態調査報告書が完成
●受動喫煙防止条例について

4頁
●県商連今年度事業案内
●経済センサス基礎調査
●融資保証金詐欺に注意！

5頁
●公益社団法人化に向けて「神奈川県商連は、転換期を迎えています」

6頁・7頁
●神奈川県商店街支援施策のご案内

8頁
●会員拡大事業の実績
●編集後記
●職員の異動

松沢知事は「この賞をきっかけに良い事例が県内に浸透し、街の中心は商店街であるという自信を取り戻してもらいたい」と話していた。



松沢知事と和田会長を中心に受賞商店街の皆さん

【大賞】

相武台南口商店会（座間市）
『小さな商店会の小さな友達づくり』

【優秀賞】

モトスミ・ブレーメン通り商店街振興組合（川崎市）
『ブレーメンとの交流から「一店一エコ運動」など環境問題への取り組みへ』

二条通り商店街振興組合（大和市）

『無理なくみんなで楽しく取り組むエコ活動』

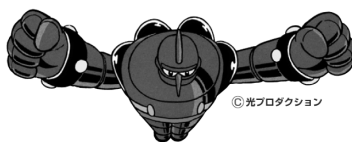
【奨励賞】

大口通商店街協同組合（横浜市）
『安心して暮らせるためのまちづくり協定』

茅ヶ崎銀座商興会・博進会（茅ヶ崎市）
『エメロードパナー・空中ギャラリー』

上宿商栄会（秦野市）
『上宿観音市』

神奈川県信用保証協会は 中小企業の皆さまの 資金繰りを強力にサポートします！



保証商品の詳しい内容について、金融や経営のご相談などお気軽にお問い合わせください。



神奈川県信用保証協会

ホームページ <http://www.cgc-kanagawa.or.jp/>

横浜保証審査センター
TEL:045(681)7178

川崎保証審査センター
TEL:044(222)7811

湘南保証審査センター
TEL:0466(23)0792

県央保証審査センター
TEL:046(221)0633

相模原保証審査センター
TEL:042(752)0575

緊急保証制度 実施中

※ご利用には市町村長の認定が必要です。また、認定の取得が保証や融資の決定ではありません。審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。

「相武台南口商店会」(座間市)

—— 地域住民や小学生たちと、

ひまわりで「お友達」に ——

多くの商店街は、自然発生的にお店が集積して形成されたものであり、自然に地域住民の交流の中心になる場所であった。そんな本来の特性を生かして、無理せず地域活動が続けている商店街が相武台南口商店会である。小学生と一緒にひまわりを育てる活動などが内外から高い評価を受け、見事「かながわチャレンジ商店街大賞」の大賞に輝いた。この商店街に話を聞いた。

相武台南口商店会は、その名の通り相武台前駅の南口に広がる八十店舗ほどの商店会である。繁華街ではなく、食品店などの生活に密着した商店が軒を連ねるごく普通の商店街だ。

そこに小学生たちが多数やってくる。彼らの目的は「ひまわり」である。ひまわりをテーマに商店街と様々な活動を一緒に楽しめ、学んでいるのだ。

「小さな商店会の小さな友達づくり」と名づけられたこの活動は毎年、春に始まる。商店街が農家から借りた六百坪の畑に、ひまわりの種を植えていくのだ。種蒔きを担当するのは四年生の児童たちで、雑草取りなどは五・六年生が行う。商店街や地域のボランティアの大人たちは皆で子どもたちのサポートに回る。

実は、この活動は小学校の授業の時間を利用して行われている。相武台東小学校的協力により、児童と商店街とのふれ合い活動の時間が用意されているのだ。

子どもたちは、こうしてひまわりを育て、ひまわりを使ったオリジナル商品などにも関わっていく。ひまわりの油を使った飴や、和紙づくりなどは子どもたちの発案によるものだ。最近では油でバイオディーゼル燃料などもつくった。

また、商品によっては、子どもたちが職場体験としてお店に立ち、販売体験も行う。「子どもたちとのふれ合いが一年を通して続くのいいですね」と、話してくれたのは商店会会長の戸津信義さん。座間市の花であるひまわりをテーマにしたことが効を奏したという。



戸津会長、松橋副会長と子供たち

種蒔えから始まり、商品作り、商店街での販売体験と続いていく。春から冬まで活動が続けられるよう工夫したため、学校としても授業を組みやすいという。

この交流のきっかけは、小学校側の提案によるものだった。地元で働く大人たちである商店街と交流の機会を持ち、社会勉強をさせてあげたい——。学校と商店会は調整を重ね、商店会メンバーが手の空く時間に授業のコマを回すようにした。

「自分たちが無理なく、頑張らずに活動できることが大事なんです」戸津さんと副会長の松橋淳郎さんは口を揃えて言う。一過性のイベントではなく、ずっと活動を継続させていくためには、無理は禁物ということだ。

子どもたちを預かるということは怪我や

事故などのリスクも伴う。しかしそれを気にし過ぎてもキリがないと戸津さんはカラリと笑う。当然、商店会側は細心の注意を払うし保険にも入っている。こうして教師や親たちから信頼を得ているのも成功のポイントの一つだ。

「小さな友達づくり」の通り、児童はどんどん進級し、商店会と友達になった子ども達が増えている。中学生の職場体験で再会すれば笑顔がこぼれ、親と一緒にお店に買い物に来たりもする。様々な交流の輪が商店会を中心に広がっている。

すぐにお店が儲かるなどの効果はない。しかし商店街が担えるのはモノやサービスの売り買いの場だけでは無いのだ。相武台南口商店会の取り組みは、まさに地域の住民たちの交流の拠点をつくっており、商店街の原点であるといえる。

DATA

相武台南口商店会

所在地：座間市相武台3-4851-10

URL <http://www4.ctktv.ne.jp/~s-minami/>

<http://www.0462.net/shop/soubudaiminami/>

会員数：74店

電話番号：046-255-5129

教えて！ 身近な税務相談 「未使用の土地を売却するときの税金について」

Q 商店街の中に利用していない店舗、土地があります。今後使用する予定がないため売却しようと思っておりますが何十年も前に購入した土地なので一時期よりは下がったとはいえ現在の地価で売却すると大幅に売却益が出てしまいます。土地の売却に係る税金が心配です。何か良い方法はありませんでしょうか？

A 土地を商店街等に売却した場合、最高で1,500万円の特別控除を受けられる可能性があります。また、縁もゆかりもない外部の業者ではなく商店街等に商店街内の土地を売却すれば地域に貢献することにもなりますので、一度ご検討をされることをお勧めします。

「商店街の活性化に関する法律（仮称）」に定める計画に基づいて事業を行う商店街等に土地を譲渡した者に対する1,500万円の特別控除

平成21年度税制改正により商店街内に保有する土地を商店街等に売却した場合、土地の売却益にかかる税金が軽減される制度ができました。

経済産業大臣から商店街活性化計画等の認定を受けている商店街等に対して土地を売却した場合、一定の要件を満たせば土地の譲渡益について1,500万円の特別控除の適用

を受けることができるようになります。

なお、1,500万円の特別控除を受けるための主な要件は以下の通りであります。

○「商店街の活性化に関する法律（仮称）」に基づく計画の認定を受けた事業であること

○当該事業が、以下の三つのいずれかを満たしていること
・高度化融資を受けていること

・建物の建設に係る補助金の交付を受けていること

・日本政策金融公庫からの融資を受けていること

→上記の三つのうち一つの要件を満たせばよいことから、事業者にとっては利用しやすい税制となる

○その他、事業において公共用の施設（コミュニティ施設等）を設置する等の要件を満たすこと

ただし、この規定の適用を受けるためには土地を買い取りする商店街等が発行する証明書等を確定申告書に添付し、確定申告書に一定事項を記載する必要があります。

上記の改正は、「商店街の活性化に関する法律（仮称）」の施行の日以降に行われる譲渡について適用されます。



（公認会計士・税理士・行政書士 河野貴浩）

大学と協働し、 新しい視点で商店街を探索 「商店街実態調査報告書が完成」

県商連は、「商店街実態調査」を、明治大学農学部本所ゼミと協働して行い、今回報告書をまとめた。

商店街に対しては、昨年八月から九月に調査票を九百商店街に送付し、三百七団体から回答を得た（回収率〓三四・一％）。

消費者に対しては県内五地区十商店街を選び出し、九月に街頭聞き取り調査を行った。のべ七百九十六人から回答を得た。

今回は、商店街来訪の消費者を対象とし

神奈川県で全国初の成立 受動喫煙防止条例

神奈川県が全国初となる「公共的施設における受動喫煙防止条例」案が三月二十四日、神奈川県議会会で可決され、来年四月一日から施行されることとなった。

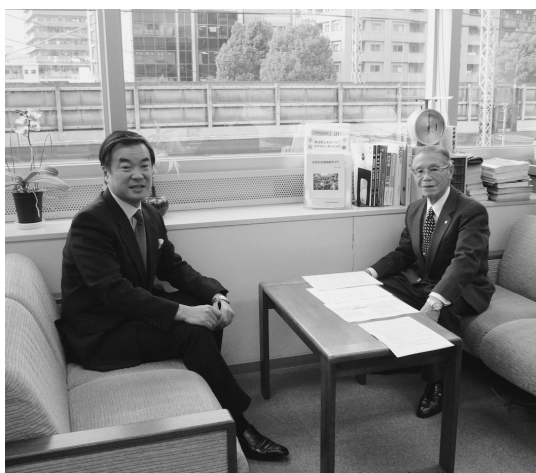
条例の施行後は、学校や病院、官公庁、公共交通機関などでは禁煙になり、違反者には罰則が科される。ただし、施設内に喫煙所を設けることは認められている。

宿泊施設と百平方メートルを超える飲食店は「禁煙か分煙を選べる施設」とし、百平方メートル以下の飲食店や、遊戯施設・風営法対象施設と、床面積の合計が七百平方メートル以下の宿泊施設は、禁煙か分煙を実施することが努力義務となる。

たアンケート調査も行ったことが最大の特徴であり、「商店街の強みと弱み」や「地域連携」について商店街と消費者と双方の意識を比較して調査することが出来た。商店街からみた強みは「立地・交通の便がよい」「街並み・環境整備がよい」などで消費者とも一致していた。報告書では全体的な傾向とともに、四地区での比較も行っており、それぞれの地域性を垣間見ることができる。

報告書については、会員商店街と関係団体に配布を行った。内容に関する問い合わせは県商連事務局（〇四五・六三三・五一八四）まで。

当会には、二月五日に松沢知事が事務局に来訪し、趣旨説明を行ったことを受け、和田会長が中小企業者に対する配慮等を要請した。



新公益社団法人に向けて本格始動

県商連の今年度事業案内

—— エコ活動で全県的キャンペーン、そして

地域連携活動を行う商店街の支援を新設 ——

【研修会・情報交流会の開催】

●商店街活性化事業研修会

販売促進等で成功した商業経営者や各種専門家を呼び研修会を行う。今年度は県央ブロックで各市商連と共催で行う。各種、全六回開催。

●地域商業振興研修会

大型店等との交流を深め、相互理解と連携を強化するための研修会・交流会。

●情報交流会・商店街幹部指導者講習会

二月に開催予定。

【地域連携】

●商店街活性化支援事業(新)

商店街活動に協力するNPO、大学、地域活動団体のネットワーク化、商店街が行う地域連携事業への支援を行う。

【調査事業】

●商店街実態調査事業

商店街の現状と問題点を把握するための「商店街実態調査報告書」を作成。

●調査研究事業

商店街で抱える問題や課題等について、

アンケート、聞き取り等による調査。

【講師等派遣】

●商店街総合相談事業

商店街・個店等の抱えている身近な問題についてコンサルタント等を派遣し相談に応じる。
【順次、受付中！】

【広報・情報提供】

●新聞発行事業

「かながわ商店街新聞」をA4リーフレット版にリニューアルし、年五回の発行に変更。情報の充実をはかる。また、メルマガジンの発行を引き続き行う。

●商店街ガイド作成事業

商店街名簿と県の行政施策等を収録した商店街ガイドを作成する。

●情報化推進事業

県商連HPに、商店街施策や最新ニュース、セミナー案内等を掲載し、情報をタイムリーに発信していく。電子掲示板の意見交換をさらに充実させていく。

【各種表彰】

●商店街役員表彰

●優良従業員等表彰

●商店街特別表彰

【コンクール・キャンペーン】

●コンクール等指導事業

各地域の商店街コンクール、イベント等の後援や優れた作品等を表彰。

(新しくコンクールや賞など始められる時は「相談下さい」)

●商店街キャンペーン事業(新)

商店街のエコ活動を全県的なキャンペーンとして実施。十二月中旬予定。

【要望活動】

●行政等に対する要望

地域商業の振興に関する施策、法律・制度の整備などに対する商店街の要望をまとめて、関係行政機関等に提出し、積極的支援を要請。

【組織強化】

●共済促進事業

経営者並びに従業員の福利厚生のため共済事業を促進

●組織強化・会員拡大事業

本会組織未加盟の地域商店街連合会や商店街及び全国展開企業に対して、加入促進に向けて取組む。

【その他】

●商店街支援会議

商店街活性化のために、関係の行政機関、関係団体等が協力し緊密な連携の基に総合的対策の推進。

融資保証金詐欺に注意！

融資の前に振り込まないで!!

「無担保融資」、「低金利融資」とのダイレクトメール、携帯メール、雑誌広告等、貸金業者を装った融資保証金詐欺が増えています。

融資を受ける前に

- ① 融資希望額の〇%を保証金として振り込んでください。
- ② 融資するには、保険料、審査料を振り込んでください。

など様々な口実でお金を振り込ませ、多くの方が被害に遭っています。



- ① 融資を受ける前、絶対に現金を振り込まない。
- ② 保証金、保険料、審査料等を振り込まない。(支払わない)
- ③ 貸金業者の登録を受けているか「金融庁ホームページ」で確認する。

神奈川県警察

経済センサス 基礎調査

平成21年7月1日(水)

全国全ての事業所及び企業が対象です。
従業員数や事業の内容などを調査します。
ご協力お願いいたします。

[調査員がお伺いする場合は、必ず「調査員証」を携行しています]

総務省統計局 神奈川県 市区町村

【問い合わせ先】

神奈川県総務部統計課事業所・工業統計班

TEL (045) 210-3233

県商連は、
新たな公益社団法人に
なることを目指します！

公益法人制度が改正され、五年後までに
①公益性のより高い公益社団法人②一般社
団法人③営利法人または解散を選択しなけ
ればならないことになりました。

県商連は商店街の重要性を意義付けた神
奈川県商店街活性化条例を推進する団体と
して商店街を中心としたより良い地域社会
を形成する、より公益性の高い公益社団法
人を目指します。

このため商店街を中心に多くの人々に開
かれた団体として、名称を始めとして、事
業、組織等を改正し、五月の総会での決議
をいただいた上で公益認定を申請する予定
です。

【名称案（仮称）】

公益社団法人 商連かながわ

（県商連のイメージを継承し、神奈川県域
をフォローする温かみのある名称をひらが
なで表す。）

【事業案】

商店街を中心としたより良い地域社会を
形成し、商店街及び不特定多数の者の公益
を増進するために、商店街の活動に関する
「調査研究事業」「相談指導、支援事業」「普
及啓発事業」「情報及び資料の収集及び提
供」を行います。

平成21年度の神奈川県商連は、転換期を迎えています。

公益法人制度改革が平成20年12月にはじまり、「行政
部門や民間部門では満たすことのできない、社会のニー
ズに対応する多様なサービスを提供し得る民間非営利部
門を、社会経済システムの中に積極的に位置付ける」も
のとして、5年間の内に見直すことが必要となりました。

公益法人は「営利法人と類似の法人が存続しているな
どの様々な批判・指摘をうけて」、公益事業の認定には、
公益目的事業の比率が50%を超えていること等の条件の
整備が必要です。そのために、神奈川県商連は改革推進
会議及び部会を設けて、検討を重ねてきました。そして、
当連合会の目的事業は、そのほとんどが公益目的事業で
あるところから、「公益社団法人」を選択して新たに認定
を申請することが、3月理事会で決まりました。今後、
5月総会で定款変更ははじめ必要な事項を定めた後に、
移行の手続きを進めることとなります。

改革推進会議及びその部会での検討は、本来なら、商
店街活動団体の連合体として、将来を見据えての新たな
方向への展開を示してから、その組織と実施する具体の
事業の構築が望まれるところです。が、昨今のあまりも
激しい社会経済の変化のなかで、多岐に亘る社会のニー
ズを捉え長期的に将来を見据えるには大変な時間が必要
です。当神奈川県商連の目的事業は元々公益目的事業で
あり、その基本は変わることなく「公益社団法人」に相
応しいものとして、申請に係る準備を優先しました。

認定申請への方向が定まった今、改めてこれまでの当
神奈川県商連の活動実績と課題を整理し、新組織に相応
しい、時代のニーズに沿う新たな展開が望まれるところ
です。

そのためには、商店街活動の置かれた環境の変化を
しっかりと踏まえての新たな事業を構築、展開を実現し
てこそ、この新組織への移行が意義のあるものとなりま
す。平成21年度の計画策定では新組織への移行を勘案し、
商店街の公益活動事業は4つの大柱事業として優先継承
し、加えて共済事業を計画しています。

公益活動事業は、①調査研究 ②相談・支援 ③普及
啓発 ④情報収集・提供 の4本です。展開するに当
たっては、会員向けには勿論のこと更に「公益法人とし

て不特定多数の者を対象に取組むこと」になります。

そこで、今度の新法人への移行、平成21年度の主要事
業計画の策定にあたり議論のあった課題にふれてその問
題点を共有し、執行場面での効果的展開かつ成果を目指
したいと考えます。

その1はポスト「会員拡大元年事業」です。平成20年
度は4月の条例施行を受けてチェーン店等の本部への企
業訪問を実施し、加入要請活動をしました。これらの本
部では加入については総じて理解を示して頂きました。
そして、商店街からの加入依頼がない、あっても会費の
使用の説明がないとの指摘を受けました。そこで、この
解決に向けて説明資料の作成雛形、「商店街加入促進マ
ニュアル」をCD/ROMにしました。各々の商店会事
務局からの要望を受けての配布に備えています。是非活
用頂き、各地域での加入増に向けた活動の強化を期待し
ています。そうした全県域で対応をポスト「会員拡大元
年事業」活動として引き続き会員拡大に取り組みたいと
考えます。

また、もう1つ、商店街活動の実践的取り組みへの直
接支援です。最近の活動の中で鮮明になりつつあるのが、
地域での商店街活動と地域のコミュニティ活動との連携で
す。こうした問題に取り組むにあたり、平成20年度は明
治大学との連携調査をし、「大学生が参加する商店街活
性化プラン」の提案を頂きました。平成21年度は、その
提案のあった、コミュニティに生活する大学生と商店街が
創造する賑わいイベントを、協働連携して実施する実践
的取組として支援を進めます。新規事業として、実践的
取り組みへの直接支援する商店街活性化支援事業を組み
ました。若者が加わりコミュニティを活性化していく新し
い参考事例にと期待しています。

さて、新しい公益社団法人を目指して、組織の形を少
し変更します。理事の数も減ります。スピーディな課題
解決のためのプロジェクトを設けることになりました。
プロジェクトの設置と理事のリーダーシップ強化により、
大きな転換期を迎えている神奈川県商連の基盤づくり
が、円滑に進むことを期待するものです。

神奈川県商店街支援施策のご案内

～まちづくりのモデルとなるような商店街を重点的に支援する施策ほか、三施策の新規事業～

お問合せはこちらまで
神奈川県商工労働部商業観光流通課商業振興班
 電話 045-210-5609（直通）
 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

1 商店街団体への支援（補助金）～商店街団体が実施する事業に対し、補助金を交付します～

にぎわい再生のための先進的な事業をやりたい！	
◆モデル的事業への総合的支援◆ 商店街まちづくり推進モデル事業（補助）	
対 象 者	商店街振興組合、商店街事業協同組合、任意商店街、商工会、商工会議所等
対 象 事 業	まちづくりと一体となった商店街の振興を図るため、市町村の商業振興ビジョン等に沿った商店街のにぎわいを演出する次のような取組で、効果や先進性が選定委員会に認められた事業に対して、最長3年間にわたって重点的、継続的に支援します。 ○商店街のにぎわいを演出する交流拠点づくり ○まちの回遊性を高めるシステムづくり ○地域資源を活用した商店街の特色づくり
補 助 率	1／3以内
補 助 限 度 額	単年度 1,000万円、3年間 2,000万円

NEW!(新規事業)

商店街のイメージアップ・パワーアップのための事業をやりたい！	
◆ソフト事業への補助◆ 商店街競争力強化支援事業（補助）	
対 象 者	商店街振興組合、商店街事業協同組合、任意商店街、商工会、商工会議所等
対 象 事 業	○商店街等の創意工夫を活かし、個性の創出・発展を図るための商品開発事業 ○環境の整備・保全又は資源の再利用の促進を図るための事業 ○高齢者や障害者が利用しやすいまちづくりのための事業 ○商店街の安全安心なまちづくり推進のための事業 ○子育て世帯にやさしいまちづくり推進のための事業 ○地域団体との連携による商店街コミュニティ機能強化のための事業 ○複数商店街の活性化のための広域的な事業（商工会・商工会議所のみ） （事業費50万円以上の事業が対象です。）
補 助 率	1／2以内
補 助 限 度 額	500万円

施設整備により魅力のある商店街づくりをしたい！	
◆ハード事業への補助◆ 商店街施設整備事業（補助）	
対 象 者	商店街振興組合、商店街事業協同組合、任意商店街等
対 象 事 業	アーケード、カラー舗装、安全安心まちづくり施設（防犯カメラ等）、新エネルギーを活用した施設（太陽光発電による街路灯等）、広報関連施設、情報関連施設、商店街コミュニティセンター、環境保全施設、買物公園、駐車場施設等 ※アーチ、サイン施設、シンボルタワー、彫刻・モニュメント、街路灯については、買物公園のなかで一体的に整備する場合には補助対象となります。 （事業費100万円以上の事業が対象です。）
補 助 率	25％・30％以内（補助対象施設等によって異なります。）
補 助 限 度 額	300万円～2,500万円（補助対象施設等によって異なります。）

空き店舗を活用して商店街ににぎわいを取り戻したい！	
◆空き店舗活用事業への補助◆ 空き店舗有効活用支援事業（補助）	
対 象 者	商店街振興組合、商店街事業協同組合、任意商店街、商業者グループ、商店街の同意を得た個人等
対 象 事 業	空き店舗活用事業及び空き店舗活用地域貢献事業を実施する際の ・改装費（初年度のみ） ・店舗賃借料（最長24ヶ月、ただし、空き店舗活用地域貢献事業については最長36ヶ月）
補 助 率	30％以内
補 助 限 度 額	300万円（改装費）、150万円（店舗賃借料）

2 商店街団体への支援（その他）～補助金交付以外にもさまざまな支援を実施します～

地域と連携して活性化に取り組みたい！	
◆商店街と大学・地域団体との連携促進◆ 商店街・大学・地域団体パートナーシップモデル事業	
対 象 者	商店街団体（法人・任意）等
内 容	○大学が持っているノウハウや学生のアイデアを活性化に活かせるよう連携の可能性のある大学の紹介やアプローチの調整を行います。 ○商店街と連携先団体との話し合いのコーディネーターや、連携事業についてアドバイスを専門家を派遣し、連携による実験的な取組を支援します。（大学以外の地域団体と連携する場合も受けることができます。） （派遣件数は4商店街を予定しています。）

あんなこと、こんなことを専門家に相談したい！

◆専門家の派遣とアドバイス◆ アドバイザー派遣制度

対 象 者	商店街団体（法人・任意）、商店街活動研究グループ、まちづくり組織等	
アドバイザー派遣制度の種類	商店街振興アドバイザー（一般的なアドバイザー派遣制度）	商店街のビジョン作り、商店街の施設整備の計画作り及びフォローアップ、イベント事業の計画作り、環境や福祉関連事業の計画作り、商業活性化を基礎としたまちづくり等に対してアドバイスします。
アドバイザー派遣制度の種類	高度化事業施設整備アドバイザー	高度化事業認定を受ける大規模施設整備の計画策定や効果測定に関してアドバイスします。
	空き店舗活用コーディネーター	空き店舗活用の計画策定や事業運営をコーディネートします。
	長期マネージャー	モデル性のある取り組みに対し、計画から効果検証まで一貫してマネジメントします。
アドバイザー等	◎中小企業診断士 ◎1級建築士 ◎イベントプランナー等（応相談）	
費用負担	1回につき25,000円ですが、そのうち5,000円を負担していただきます。ただし、高度化事業施設整備アドバイザー全回分と空き店舗活用コーディネーター初回分の派遣については、費用負担はありません。	
派遣回数	1年度につき10日以内、長期マネージャーの派遣のみ30日以内（いずれも1日あたり2時間以内）	

中心市街地の商業を活性化したい！

◆中心市街地活性化のためのソフト事業への助成◆ 中心市街地商業活性化基金（助成）

対 象 者	中心市街地活性化法第15条第1項第2号に規定する中心市街地活性化協議会の構成員たる（コンセンサス形成事業については、構成員になりうる）商工会、商工会議所、特定会社、公益法人等	
対 象 事 業	○商業関係者、地域住民等の合意を形成するための事業（コンセンサス形成事業） ○商業集積の魅力を高めるために必要な業種・業態の適正配置を図る事業（テナントミックス管理事業） ○複数の商店街の活性化のための広域的な商店街活動事業（広域ソフト事業） ○商業の活性化に向けた事業設計・調査・システム開発事業（事業設計・調査・システム開発事業）	
助 成 率	9／10以内（テナントミックス管理事業は3／10以内）	
助 成 限 度 額	1,000万円	

3 商店への支援 ～お店を経営している方、これから開店する方を支援します～

こんなアイデアで開店したい！

◆新規開店者への支援◆ チャレンジショップ支援事業

対 象 者	県内に新規に開店しようとする個人等	
募 集 期 間	第1回 平成21年 5月1日～平成21年 5月29日 第2回 平成21年 11月2日～平成21年 11月30日	
内 容	○専門家による労務・経営に関するアドバイスが受けられます。 ○審査会で認定を受けると、運転資金等の県の融資制度を申し込む資格が得られるほか、商店街の空き店舗に出店する場合には、店舗の改装費・賃借料の補助が受けられます。	

地域社会に求められるお店になりたい！

◆お店の経営改善を支援◆ 地域共生型モデル商店支援事業

NEW! (新規事業)

対 象 者	1年以上の事業実績がある事業者で、環境問題、少子高齢化、食の安全安心など社会的ニーズの変化に対応したお店の魅力アップを考えている方など	
内 容	事業内容のヒアリングによる選考のうえ、経営革新計画の作成から計画の実現まで、専門家の派遣などにより一貫して支援します。	

4 事業者への支援 ～商店街やお店の枠をこえた活動をお手伝いします～

商店街組織をこえたグループ活動をしたい！

◆事業者のグループづくりを支援◆ 若手事業者連携促進事業

NEW! (新規事業)

対 象 者	既存の商店街組織をこえた事業者を中心としたグループ	
内 容	「あきんど塾」など既存の商店街組織をこえて、若手事業者がまちづくり活動に取り組もうとする際に、そのグループの立ち上げから、実際の事業実施に至るまでのきめ細かい支援を、コーディネーターの派遣等により実施します。	
コーディネーター	中小企業診断士など、県内の商業、商店街の状況に詳しい方（応相談）	
派遣回数	1グループにつき、1年度あたり20日以内	
問い合わせ先	県商業観光流通課商業振興班 TEL 045-210-5609（直）	

新たな事業展開やビジネスチャンスを見つけたい！

◆商店街や事業者の相互交流や研究◆ 商業新展開交流事業

対 象 者	事業者、商店街関係者等	
内 容	事業者や商店街のユニークな取り組み等をテーマとした講演や参加者の相互交流により、地域や業種をこえた新しいネットワークの構築や新たな事業展開、ビジネスチャンス等のきっかけづくりを図ります。 【テーマの例】 ○独自性のある新たな商品、ブランドづくり ○消費者ニーズに対応したサービスの提供 ○地域と連携した商店街コミュニティづくり ○その他ユニークな取り組み等	
問い合わせ先	県商業観光流通課商業振興班 TEL 045-210-5609（直）	

会員拡大活動の成果が結集！ 「商店街加入促進マニュアル」 が完成

県商連は、各商店街に会員拡大に努めてもらうためのガイドラインを掲載した「商店街加入促進マニュアル」を完成させた。

これは商店街の役員向けとなっており、内容は二部構成。

一部では、新規で出店する店や既存店に対する勧誘活動の仕方を「計画をたてる」↓「実際に勧誘に行く」↓「結果を検証する」という流れに沿って解説している。

二部は資料編となっており、商店街の支援施策などとともに勧誘パンフレットのサンプル版などがあり、それに従って各商店街で独自の勧誘パンフレットを作成できるようにになっている。

県商連は、このマニュアルの試験版を使用し、横浜市商連・戸塚区商連、藤沢市商連、厚木市商連と共催で会員拡大研修を行った。

二十一年度は、完成したこのマニュアルを使用しさらに研修を充実させていく予定だ。

※この「商店街加入促進マニュアル」CD-ROM付きで配布しております。三十部まで無料配布いたしますので、ご希望の方は県商連事務局までご連絡ください。

(〇四五・六三三・五一八四)

今年度の活動実績について

神奈川県商店街活性化条例の施行を受けて、県商連は平成二十一年度を会員拡大元年と位置づけ、会員拡大事業を三段階の計画で実施した。その結果は次の通りであった。

【第一段階：チェーン店等本部への企業訪問】

コンビニエンスストア、居酒屋、ファーストフード等のチェーン店企業を訪問して、商店街の現状と事業活動を説明するとともに、企業からは商店街に対する要望、意見等を聞いた。

訪問の中では、加入依頼がない、説明が不足している、経理が不透明という意見などが多かった。

【第二段階：加入促進依頼、アンケートの実施】

チェーンストア、ドラッグストア、ファミリーレストラン等の広域的事業展開の企業に対し加入促進依頼及びアンケートを実施した。全百四十八企業に対し、アンケートの回答のあった企業が十一社と非常に少なかったが、今後の協力依頼活動を通じて商店街活動についての理解を深めていただくよう努めていく。

【第三段階：マニュアル作成と地域研修】

加入促進のためのマニュアルを作成し、地域的なワークショップを展開した(前述)。

事務局からのお知らせ

(編集後記)

今号から、「かながわ商店街新聞」をA4リーフレット型にリニューアルしました。

紙面を見やすく、文字を大きくした上に、発行回数を四回から一回増やして、年五回の発行となります。

みなさまからのご意見をもとに、今後も役に立つ情報をタイムリーに発信して参りますので、ご意見・ご要望、または取材のご依頼などございましたら、遠慮なく県商連事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。

(担当：古性)

今年度の通常総会は、五月二十一日(木)午後、神奈川中小企業センターにて行います。

事務局職員交替のお知らせ

本年度四月一日をもって、次の職員が新たに事務局にまいりました。前任職員同様よろしくお願いいたします。

事務局員 井上光希子(前任 田口真由美)



「皆様のお役に立てるように、明るく元気にがんばります」

県商連 推せん会社

商店街の活性化をお手伝いします！

お客さんにオリジナルの景品を差し上げたい！

パルティ・記念品

㈱アイエンス

0463-82-7511

街内を装飾やバナー・のぼり・幕などで盛り上げたい！

ディスプレイ・看板

㈱五光W小田原店

0465-24-1255

街路灯をつけたり、今ある街路灯を修理したい！

街路灯

㈱サンライト中央

045-332-5301

アーケードをリニューアルしたい！

アーケード

㈱日米アトム

03-3260-5131

街路灯をつけたり、今ある街路灯を修理したい！

街路灯

日本街路灯製造㈱

03-3471-6842

防犯カメラを付けたり、セキュリティ対策をしたい！

防犯カメラ

㈱日立ビルシステム

045-651-2712

商店街を綺麗に舗装したり、舗装を修理したい！

道路整備

前田道路㈱

045-662-4121

チラシやパンフレットの印刷、ホームページ制作など！

印刷

㈱ポートサイド印刷

045-776-2671